

一般社団法人日本臨床薬理学会 利益相反委員会
利益相反の申請書類 受領後の審査についての申し合わせ事項

2011年5月14日 委員会にて案作成
2012年10月30日 委員会にて修正

利益相反に関する各種申請書類について、利益相反委員会における審査手順を以下の通り申し合わせ事項として定めることとする。

1. 「臨床薬理」誌の投稿論文の申告について

申請書類において編集委員長の確認のもと審査し、問題のある場合には委員会で審議する。

2. 「日本臨床薬理学会学術総会」関連の利益相反の開示について

1) 会員、非会員の別を問わず、発表者は本学会が主催する講演会（学術総会、講習会他）で発表・講演を行う場合、筆頭発表者は配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、基礎研究ならびに臨床研究(以下研究という)に関連する企業や営利を目的とした組織または団体との経済的な関係について、過去1年間における利益相反状態の有無を学会発表スライドの最初あるいはポスターの最後に**様式1(例①あるいは例**

②

に則って以下の2)の内容を開示するものとする。

2) 開示すべき内容は以下のいずれかとし、様式1の例示に明記する。

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

(1つの企業・団体から年間100万円以上のもの)

②株の保有

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有のもの)

③企業や営利を目的とした団体から知的財産権使用料として支払われた収入など

(1つにつき年間100万円以上のもの)

④企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料

(1つの企業・団体からの年間合計50万円以上のもの)

⑤企業や営利を目的とした団体のパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料など

(1つの企業・団体から年間合計50万円以上のもの)

⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費(委託受託研究、共同研究)など

(1つの企業・団体から支払われた総額が年間200万円以上のもの)

⑦企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金(奨励寄付金)など

(1つの企業・団体から支払われた総額が年間200万円以上のもの)

⑧企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座との関連

(企業などからの寄付講座に所属している場合)

⑨研究とは無関係な旅行、贈答品など

(1つの企業・団体から年間5万円以上のもの)

*ただし⑥、⑦については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業や

団体などからの研究経費，奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

3. 学会役員(理事・監事)の申告について

様式3を使用して役員就任時に利益相反委員会に提出を依頼する。

4. 保管年数について

「臨床薬理」誌の投稿論文に関する自己申告書は申請日から2年経過後の最初の学術総会時の理事会まで，また役員（理事・監事）の自己申告書については役員の2年の任期を満了する学術総会時の理事会まで，いずれも日本臨床薬理学会事務局で厳重に保管・管理をする。保管期間後は，理事長の監督下で学会事務局職員により適切に廃棄する。

以上